

第132号議案 長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 条例改正の内容	2
3 施行日	3
4 新旧対照表	3

市 民 健 康 部  
令 和 5 年 9 月

## 1 条例改正の概要

### (1) 改正する条例

長崎市旅館業法施行条例（以下「条例」という。）

### (2) 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が特定感染症の症状を呈する宿泊者に対し、感染防止対策への協力を求めることができることや、感染症のまん延防止の観点から宿泊を拒否できる事由を明確化するなどとした、旅館業法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の条項に移動が生じたが、当該法の条項を引用している条例について条文の整理及びその他所要の整備が必要となったもの。

## 2 条例改正の内容

営業者が宿泊を拒むことができる事由を法で定めており、その他例外事由は条例で定めるよう規定している。今回の法改正により、事由が追加となり条項に移動が生じたことに伴い、法の条項を引用している該当部分を改正する。

改正前：第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

改正後：第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

第2条第3号、第4号及び第9号中「洗い場」を「洗場」に改め、第3条第2項第2号中「第1項各号」を「前項各号」に改める。

### 3 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日。ただし、第2条の改正規定及び第3条の改正規定は、公布の日。

### 4 新旧対照表

改正（案）	現行
<p data-bbox="210 612 546 639">○長崎市旅館業法施行条例</p> <p data-bbox="813 659 1077 740">平成24年12月20日 条例第53号</p> <p data-bbox="125 762 306 847">第1条 [略] (定義)</p> <p data-bbox="125 869 306 896">第2条 [略]</p> <p data-bbox="159 919 389 946">(1)～(2) [略]</p> <p data-bbox="159 968 1077 1053">(3) 上がり用湯 <u>洗場</u>及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p data-bbox="159 1075 1077 1160">(4) 上がり用水 <u>洗場</u>及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p data-bbox="159 1182 389 1209">(5)～(8) [略]</p> <p data-bbox="159 1232 1077 1316">(9) 調節箱 <u>洗場</u>の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。</p> <p data-bbox="159 1339 320 1423">(10) [略] (構造設備の基準)</p>	<p data-bbox="1189 612 1525 639">○長崎市旅館業法施行条例</p> <p data-bbox="1733 659 1998 740">平成24年12月20日 条例第53号</p> <p data-bbox="1106 762 1288 847">第1条 [略] (定義)</p> <p data-bbox="1106 869 1288 896">第2条 [略]</p> <p data-bbox="1140 919 1370 946">(1)～(2) [略]</p> <p data-bbox="1140 968 1998 1053">(3) 上がり用湯 <u>洗い場</u>及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p data-bbox="1140 1075 1998 1160">(4) 上がり用水 <u>洗い場</u>及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p data-bbox="1140 1182 1370 1209">(5)～(8) [略]</p> <p data-bbox="1140 1232 1998 1316">(9) 調節箱 <u>洗い場</u>の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。</p> <p data-bbox="1140 1339 1301 1423">(10) [略] (構造設備の基準)</p>

<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前項各号に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第1項各号に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>第7条 [略]</p>
--	--

※参考

旅館業法（昭和23年法律第138号）【抜粋】

第5条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

(4) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。